

### 返戻金制度について

入社日より一定期間内に、求職者本人の自己都合による退社又は求職者本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合は、求人者より受領した紹介手数料の一部を、下記の通り求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

なお、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。